

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(一)

フランス刑事立法研究会（訳）

大貝， 葵

金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

井上， 宜裕

九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/4772775>

出版情報：法政研究. 88 (4), pp.1-12, 2022-03-14. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(一)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達

付属文書1…少年刑事司法の一般原則(以上、本号)

付属文書2…手続の解説

付属文書3…教育的措置及び調査措置

付属文書4…保安的措置の適用範囲

付属文書5…刑罰及び少年の拘禁制度にもたらされる変革

付属文書6…被害者への配慮の改善

付属文書7…情報共有

付属文書8…海外県における適用

付属文書9…新规定の時間的適用範囲

はしがき

本資料は、二〇二一年六月二五日に司法大臣から発出された、少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達である。¹⁾フランスでは、二〇二一年九月三〇日に少年刑事司法法典の施行が始まっている。当該法典の運用のあり方を示したものが、本通達である。本通達は、控訴院付検事長、控訴高等裁判所付共和国検事、司法裁判所付共和国検事、及び、少年司法保護局地域間相互局長に向けてその所掌事項を明示すること、並びに、控訴院長、控訴高等裁判所長、司法裁判所長に情報提供を行うことを目的としている。

司法大臣の緒言に続き、付属文書として、大原則、手続の解説、教育的措置及び調査措置、保安措置、刑罰及び拘禁、被害者の地位、情報共有—人格に関する単一書類、海外県における適用、時間的適用範囲に関し、テーマ体系ごとに説明が付されている。

この少年刑事司法法典は、フランスでは初めての犯罪少年に対する刑事司法法典である。²⁾本法典は、犯罪少年に関する一九四五年オールドナンスの延長上に位置づけられる一方で、検察官や予審判事の専門化、教育的措置の再編成等、法を適用していく上でこれまでとは異なる運用を迫られる

規定を多く盛り込んでいる。

今回の通達は、特に、訴追可能な少年事件に関する処理の五五%を占める訴追代替措置⁽³⁾、及び、公訴提起を担う検察官に向けて、本法典の運用につき説明を行っている。

但し、フランス少年刑事司法法典は、二つの隠れた政策的言説の存在により、対立命題から解放されてはいない⁽⁴⁾と指摘されている。即ち、一方は、少年を中心に置く保護主義モデルを維持する言説であり、もう一方は、手続の迅速性及び裁判所の「詰まりの解消」を保護に優先して追及する言説である。

このような対立的な政策命題を負った少年刑事司法法典の運用状況は、一八歳・一九歳の年長少年を少年法一条の健全育成理念のもとに置きながらも、「特定少年」と位置づけ、成人としての厳罰的な対応をも可能とする改正が行われた日本の少年法の運用のあり方への示唆を与えてくれる。当該通達は、日本の少年法が、今後、例外規定も含めどのように運用される可能性が生じるのか、どのような運用がなされるべきか、あるべき運用に必要な要素は何かを考える一つの重要な素材となる。

さらに、本資料が、検察官を名宛人として、少年法における檢察実務のあり方を示している点でも興味深い。日本

では、特定少年に対する検察官送致対象事件が大幅に拡大された。従って、今後、日本でも検察官が非行少年に対する裁判により多く関わる可能性がでてくる。その際に、検察官が「少年」の特性やニーズを理解し、少年の最善の利益に従った活動を進めていくために何が求められるのかにつき、当該通達は示唆を与えてくれるはずである。

以下、本通達を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が共同で行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

〔訳者注〕

(1) Circulaire présentant les dispositions du code de la justice pénale des mineurs, N°NOR JUSF218988C. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf/circ?id=5197> (二〇二一年一〇月二七日閲覧)。

(2) 成立過程及び逐条訳については、フランス刑事立法研究会訳「フランス少年刑事司法法典…二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九九五〇号(一)・(二)・(三)・(四)・(五・完)」法政研究八六巻四号(二〇二〇年)五七頁以下、八七巻一号(二〇二〇年)三七頁以下、八七巻四

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達

二〇二一年六月二五日 パリ

国糧尚書、司法大臣

所掌事項につき

控訴院付検事長

控訴高等裁判所付共和国検事

司法裁判所付共和国検事

少年司法保護局地域間相互局長に向けて

(大貝葵)

情報提供として

控訴院長

控訴高等裁判所長

司法裁判所長に向けて

N° NOR : JUSEF218988C

標題…少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達

目次…付属文書1…大原則

付属文書2…手続の解説

付属文書3…教育的措置及び調査措置

付属文書4…保安的措置

付属文書5…刑罰及び拘禁

付属文書6…被害者の地位

付属文書7…情報共有—人格に関する単一書類

付属文書8…海外県における適用

付属文書9…時間的適用範囲

キーワード…少年刑事司法法典—基本原則—教育的試験観察手続—司法上の教育的措置—少年司法保護局—情報共有—人格に関する単一書類

「児童の保護に関する問題、そして、その中でも、司法の手にある児童の境遇に関する問題ほど重大な問題はほとんどない。」一九四五年二月二日のオールドナンス理由書は、このように始まっていた。この憂慮は、現在でも続いている。少年による犯罪は変容しており、司法的対応は、この変容に適応しなければならぬ、明確かつ理解しやすい司法的枠組の中で行使されなければならない。一九四五年オールドナンスのいくつもの修正はオールドナンスの一貫性を失わせ、少年刑事司法法典の採択が必要とされていた。

これまで、一九四五年オールドナンス、刑事訴訟法典及びいくつかの固有のデクレの中に分散していた少年独自の規定の全体は、それ故、一つの構造化されたものの中に統合

される。旧規定は、廃止されたり、書き改められ、必要に応じて、補足されたりして、そして、新たな少年刑事司法法典に法典化される。

成人と少年に共通する規定は、刑法典及び刑事訴訟法典の中に維持される。従って、独自の規定が、少年刑事司法法典により定められている場合を除き、少年に対して共通規定が適用され続ける（第I. 一三一一条）。

法律上の規定、及び、コンセイユ・デタのデクレに由来するか単純デクレに由来するかにかかわらず規則上の諸規定は同じプランで整理されており、法律部分の実施規定が探しやすくなっている。

・少年刑事司法の基本原則の再確認

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五—一七四号の連続性の中に完全に位置づけられながら、即ち、その大原則を引き継ぎながら、少年刑事司法法典は、少年に適用される刑事手続の根本的修正を行っている。この改革の目的は、被害者に対する配慮をよりよいものにしながらも、少年司法の特殊性を再確認し、少年司法をより単純でより理解しやすくし、判決までの期間を枠づけることでより効果的にすることを目的としている。この

改革では、少年係判事の継続的介入を通じて、司法的及び教育的過程における一貫した環境を確保することで、少年を手続の中心に位置づける。

憲法的諸原則及び国際準則の尊重のもと、序章の段階から、少年刑事司法法典の基本原則が想起されている。即ち、年齢に応じた少年の刑事責任の軽減、処罰に対する教育の優先性、及び、裁判機関及び手続の専門化である。当該原則は少年の最善の利益のために実施されることを明示することで、子どもの利益概念は、少年に適用されうる刑事手続の指導理念として確立される。

これらの原則が適用される場面は、一三歳未満の少年に対する弁識能力不存在の導入、教育的ケアの態様の強化、保安措置、中でも特に、脱社会化の影響が少年に対してはことさらに広く認められている勾留の使用条件の厳格化に見いだされる。新たな手続は、自由と拘禁判事へ専門化原則を拡大し、手続を通じた少年の付添人の継続的介入の原則を条文に挿入することにより、関与者の専門化原則を強化する。

・ケアの効果及び一貫性を促進するより迅速な手続

少年に適用される刑事手続の構造を根本的に修正するこ

とにより、少年の成長の早さと適合的でない期間の元凶となつてゐる、軽罪に関する少年係判事の面前での予審手続は廃止される。少年刑事司法法典は、三つの段階の手続を導入している。まず、裁判所への係属後一〇日から三か月の間で行われる有責性の審理の段階、次に、少年にその人格とニーズに適合した教育的支援が提供される、六か月から九か月の間で行われる教育的試験観察の段階、最後に、制裁の言い渡しの段階である。

少年係判事による司法上の予審の廃止に伴い、新たな手続が遵守するのは、二〇一一年七月八日の合憲性優先問題手続(QPC)決定第二〇一一一四七号、及び、二〇二一年三月二六日の合憲性優先問題手続(QPC)決定第二〇二一一八九三号において、憲法評議会が想起させた司法の公正性の要請である。この要請は、事案の真相解明に資する手続実施の任を負う判事が、刑罰言渡ししの権限を付与される判決裁判所の長となることを回避するよう求めている。刑事手続は、単純化され、少年、少年の家族、及び、専門家によりアクセスしやすいものとなつてゐる。刑事手続は合理的期間に枠づけられているが、しかし、この合理的期間は、有責性に対する判決あるいは召喚以降に始まり、制裁言渡し後にも継続されうる教育的付添の時間を短

縮することはなく、有責性に関し迅速に判決を下すことを可能とするものである。

また、少年刑事司法法典は、少年のニーズに応じて時間的に調整・適応可能な独自の教育的措置を創設することにより、少年に適用される教育的措置を全面的に見直している。この改革は、段階的かつ柔軟で、一貫性があり、少年の成育歴並びに少年の状況及び人格に関する諸要素を中心に据えた、枠づけられた時間性の中に位置づけられる対応を可能とする。

最終的に、本法典は、被害者へのより良いケアを可能とするものであり、被害者は、私訴原告人になり、有責性の審理開始以降、即ち、裁判所への係属から最長三か月間、自己の要求を提示することができる。同様に、修復的司法の確立、及び、調停措置の整備によって、被害者がより広く関与するようになる。

・刑事政策への改革の影響

刑事的対応は、個別化、少年の成育歴との整合性、及び、行為の重大性との均衡の原則に従って、適用されるであろう。

この点、少年をよく知る少年係判事への係属が教育的一

貫性に資しうるがゆえに、あなた方は、公訴に関する決定時点において、少年のための裁判機関内部のルールに従った割り当てを優先するよう専心することになる。あなた方は、一六歳以上の少年に適用される公益奉仕労働制度を定める新たな規定のおかげで、近隣司法の枠組の中で奨励されている教育的代替措置に優先的に頼ることになるであろう。³⁾ あなた方は、接触及び立ち入り禁止、並びに、夜間外出禁止に特別な注意を向けることになるが、それらの禁止は一時的な司法上の教育的措置の枠組において言い渡される余地があり、課される刑罰に関係なく、保安措置に代替する強制的な教育的措置となるものである。

加えて、あなた方は、執務室において、教育的試験観察の手續に従い、軽罪及び第五級違警罪につき裁定を下す少年係判事への係属の原則を尊重することに、特別な配慮を向けることになる。軽罪に関しては、その係属は、共和国検事の面前への召喚に際して作成される調書により保証されるものであり、共和国検事のもとへの召喚の後、教育的または保安的一時的措置が判決の審判まで命じられよう。

それ故、試験観察手續に従った判決を目的とした、少年裁判所への係属は例外的となる。そのため、有責性に関し

合議による審理が必要となる、最も複雑かつ最も重大な事案への合議での審理を留保しつつ、均衡のとれた審理日程に気を配る必要が生じるであろう。課される刑罰の重さは、そののみで当然に、少年係判事への全ての係属を排除するわけではない。このことは、共和国検事が執務室で行われる有責任の審理に参加でき、また、制裁の言い渡し段階で少年裁判所へ係属するよう請求することができることから明らかである。実際、有責任の検討のために係属される裁判機関の選択は、制裁の検討のために移送される裁判機関を縛るものではない。そのために、複数の少年が関与する事案において、各少年の人格の考慮、関与の程度、現在進行中の別の手続がある場合には、その手続が、異なる扱いを正当化し、その結果、特に、制裁の言い渡しのために異なる裁判所への係属を正当化しうることになろう。

一回限りの審理での判決を目的とした少年裁判所への係属は、それ自体、科される刑罰及び少年の人格に関する厳しい条件に従っている。従って、この一回審理への振り分けは、司法上の前科のある少年または警告に従うことを拒否した少年により行われた特別に重大な事件について、留保されるであろう。

最後に、少年の弁識能力が少年の刑事責任及び手続にも

たらされるべき帰結を評価するために、決定的な要素であるという意味において、あなた方は、刑事法上の捜査の段階において、必要に応じて、被疑少年の弁識能力の評価を可能とする調査に絶えず専念することになろう。

・改革を成功させるための現場での協議

この大規模な改革の実施は、少年司法のみならず児童保護の関与者の幅広い綿密な動員を前提とする。裁判所、少年司法保護局、認可された民間部門の専門家は、司法省によって提供されあるいは控訴院レベルで展開されるツールによりつつ、特に、教育的報告書の伝達方法、訴追代替手段及び措置の実施に関して、さまざまな協議会にて定期的に意見交換しなければならぬであろう。審理期間に関する編成計画は、裁判所内部において協議の対象となるであろう(審理期間を共有する必要性、十分に特定されたネットワーク及び方法の活用)。

同様に、民事及び刑事の枠内で少年のために行うそれぞれの活動を調整するためには、県会、公衆衛生上の施設や組織、就学施設のみならず、弁護士会、警察の捜査機関、国家憲兵も、それぞれの関連するテーマ体系につき、意見交換に参加することが望ましいであろう。少年刑事司法法

典は、一九四五年オールドナンスがそうしてきたように、犯罪を行う少年は要保護少年であり、刑事的枠組であっても保護の対象であり、さらに、必要に応じて、児童保護に属する措置によって保護されることが適切であるという確認の上に築き上げられている。

改革実施に伴い、司法省の諸機関及び研修のための学校（ENM、ENPJ、ENG、ENAP）により開発された支援ツールが自由に使える。さらに、参照とガイドのための支援ツールが近いうちに公表されるであろう。

この改革は、全国レベルで我々を動員するであろうが、まずは、控訴院、司法裁判所、少年司法保護局の地方分権化された地域間局、地方局、及び、施設や組織の動員を必要とする。

裁判所及びこれらの機関の専門家は、少年司法が改善し、彼らの監督の継続性及び少年にもたらされる対応の一貫性を保証するために、そして、少年のケアの教育的側面を強化するために、順応し、刷新し、これらの変化が生じさせる困難に立ち向かうために、必要となる資源及び知識を、多くのパートナーとの協働の下、活用する。

・野心的改革の実施評価

野心的改革の実施評価を目的として、司法省は、定期的に、事案及び教育的ケアの平均処理期間を測定することとし、それにより、少年の付添に効果的な期間を評価することが可能となるであろう。最後に、被勾留少年及び刑の執行として拘禁されている少年の割合を特定することにより、少年拘禁への依存の減少が期待できよう。

あなた方は、付属文書において、少年刑事司法法典の新たな諸規定の詳細な解説を見いだすことになる。付属文書では、裁判所内及びその管轄地域内の全ての専門家が少年刑事司法法典に適応できるように、さまざまなテーマ体系に応じた説明が展開され、そこには、実施に向けた推奨事項やデータが含まれている。

あなた方には、刑事事件・恩赦局の総合刑事政策室、及び、少年司法保護局にある立法及び法務室の二つのリンク先に、本通達実施に際して生じるあらゆる困難を報告してほしい。

Eric DUPOND-MORETTI

(大貝葵)

付属文書 1

少年刑事司法の一般原則

少年刑事司法法典は、憲法院⁽⁴⁾によって承認され、少年司法に関する共和国の法律によって認められた基本原則を想起させる前文から始まる。即ち、その基本原則とは、少年の年齢に応じた刑事責任の軽減、少年の年齢及び人格に適合した措置によって教育的・道徳的更生を追求する必要性、及び、裁判機関及び手続の専門化である。これらの原則は、少年の最善の利益のために顧慮されなければならない。

1. 少年刑事司法に適用される大原則の強化

少年刑事司法法典は、一九四五年二月のオルドナンスの延長線上にあり、少年に適用される大原則を強化した上で、これを改めて明記している。本法典は、少年に対して下される決定が、少年の教育的・道徳的更生、再犯の防止、及び、被害者の利益の保護を目指すものであることを精確に示している(第L. 一一―二条)。

―教育の優先

刑法違反で有責と宣告された少年は、教育的措置の対象となり、諸状況及び少年の人格がそれを要請する場合にの

み、刑罰の対象となりうるという、教育的対応の優先原則が改めて示される(第L. 一一―三条)。教育的制裁は廃止され、それ故、もはや少年裁判所によって少年に対して宣告されうる対応の一カテゴリーを構成しない。

―関与者の専門化及び手続の専門化

前文及び第L. 一二―一条は、少年が専門化された裁判機関によって、または、少年に適合した手続に従って裁判されなければならないという基本原則を堅持している。この原則は、検察の専門化(第L. 一二―二条、第L. 二二―一条以下)、有責性審理前(第L. 四二―三―一条)または予審手続の枠内で、少年の拘禁について裁定を下すために介入する、自由と拘禁判事の専門化を法律のレベルに格上げすることによって、強化されている。有責性審理後、及び、教育的試験観察期間中、宣告された措置の監督を行い、勾留に関し裁定を下す権限を有するのは、少年係判事である(第L. 五二―一―一六条以下)。

関与者の専門化の原則を補完すべく、少年のために司法官及び弁護人の介入の継続性が追求される(第L. 一二―四条)。

裁判機関について、少年刑事司法法典は、有責性審理前

(第L. 四二三—一三条) 及び教育的試験観察期間中に下される決定に対する控訴のみならず、少年に関して裁定する違警罪裁判所によつて下される決定に対する控訴(第L. 二三—一六条、第L. 五三一—一条及び第L. 五三一—四条)にまで、少年特別部の管轄を拡大する。

少年裁判所の構成は維持されており(第L. 二三—一四條)、陪席員は、司法組織法典第L. 二五—一四條の諸規定に従つて指名される。但し、第L. 二三—一四條は、訴訟の期間及び重要性から必要とされる場合には、補充陪席員を指名する可能性を示している。この補充陪席員は、審理に出席するが、裁判体を構成する陪席員の一人に故障がある場合にのみ、評議に参加する。

少年重罪法院は、成人によつて行われた重罪及び軽罪が、その者が一六歳以上一八歳未満であつたときに行われた重罪と結合しまたは不可分一体である場合には、当該重罪及び軽罪につき裁判権をもつことになる(第L. 二二—一九条)。

少年司法保護局に関して、第L. 二四—一一条は、少年刑事司法法典の適用により宣告された司法決定の執行が、少年司法保護局の機関及び施設、及び、明文で規定される場合、認可を受けたアソシアシオンの機関及び施設に委託

される旨、明記している。

最後に、手続の専門化の原則は、とりわけ、少年の権利に関する少年へのあらゆる通知につき、単純で理解しやすい表現を用いる義務によつて表現される(第D. 一二—二条)。

— 刑事責任の軽減

弁識能力を有する少年の刑事責任(第L. 一一—一条)及び年齢に従つた刑事責任の軽減の原則は維持され、違警罪裁判所によつて宣告される決定に拡大される(第L. 一一—三条、第L. 一一—五条及び第L. 一二—一三条)。刑罰軽減の原則は一六歳未満の少年については絶対的であるが、一六歳以上の少年については、事案の状況、少年の人格及び少年の置かれている状況に鑑み、例外的に排除される点には、注意を要する(第L. 一二—一七条)。

— 修復的司法の承認

少年刑事司法法典第L. 一三—四條は、少年に関するあらゆる手続に際し、手続がいかなる段階にあつても、事実関係の承認を条件として、修復的司法による可能性を承認する。刑事訴訟法典第一〇—一条及び二〇—一七年三月一五

日の通達に従い、行為者または被害者に提案される修復的司法の措置は、刑事手続とは独立している。行為者たる少年につき少年司法保護局の機関によって実施される修復的司法は、被害者のよりよいケア、行為者の責任意識の喚起、及び、社会的融和という目的に寄与する。(被害者の立場に関する付属文書参照)

2. 一三歳未満の少年に対する弁識能力不存在の推定

少年の年齢に応じた刑事責任の軽減に加えて、少年刑事司法法典は、一三歳未満の少年における弁識能力不存在の推定、及び、これに相関して、一三歳以上の少年における弁識能力の推定を規定する。

これらの推定は、訴追段階から適用され、このことは、訴追代替措置及び刑事和解が同様にこの弁識能力の確認という要件に服することを意味する(第D. 四二二―二条)。

問題となつてゐるのは、単純な推定であつて、とりわけ、少年の供述、家族及び学校環境の申述、調査データによつて、行為がなされた状況によつて、または、鑑定、もしくは、精神医学的もしくは心理学的検査によつて覆されうる(第R. 一一―一条)。かくして、鑑定は、それが一三歳未満の少年にとつて弁識能力の認定を導きうる要素の一つで

あるとしても、義務的ではなく、必要不可欠でもない。

少年の弁識能力は、手続、とりわけ調査、及び、場合によつては少年の前歴からえられるデータに基づく、裁判官の最終的な評価権限に属する。

第L. 四二二―一条に従つて、共和国検事は、公訴に關してとられる方針がいかなるものであつても、とりわけ、弁識能力が認定されない少年に対して、児童福祉に關して権限を有する官憲に付託するべきかを判断する(第D. 四二二―一条)。

Labonde判決⁽⁵⁾の文言を受けて、第L. 一一―一条は、弁識能力を、少年が「自己の行為を理解し意欲したこと」、及び、「自己が対象となる刑事手続の意味を理解できること」と定義している。

少年司法保護局の機関は、少年の弁識能力を評価する任を負わない。

一三歳未満の少年が弁識能力ありと認定される場合、少年係判事は、それを判断する排他的権限を有する(第L. 二二―一二条及び第L. 二二―一三条の反対解釈)。当該少年を有罪とする判決には理由が付されなければならず(第R. 五二―一条)、いかなる刑罰も宣告されえない(第L. 一一―四條)。その際、教育的措置のみが宣告可能

資料であり（警告または司法上の教育的措置）、加えて、措置の免除または教育的成功の宣言がなされる（第L. 一一一―一六条）。

（井上宜裕）

（未完）

号、理由第26

（5）破毀院刑事部一九五六年二月一三日判決（上告番号五五一〇五、七七二）

【付記】本資料は、二〇二一年度末延財団研究会助成の成果の一部である。

注

（1）裁判所組織法典の諸規定のみが、裁判所組織法典の中に並行して維持されながら、少年刑事司法法典の中でも繰り返し返される。

（2）既存の規定の法典化によって生じた条項が問題となる場合、当初の規範のレベルが尊重された。但し、少年の拘禁に関する諸規定は総じて、第L. 一二四―一条の適用により、コンセイユ・デタのデクレに格上げされ、同様のことは、刑罰に関する諸規定、及び、自由剥奪措置に際する権利告知に関する諸規定においても行われた。その他、二〇〇七年一月六日のコンセイユ・デタのデクレ第二〇〇七―一五七三号から生じる諸規定の大部分は、単純デクレとして法典化された。

（3）近隣司法を実施するに際し少年に適用される訴追代替措置及び刑事和解の申出の拡大に関する二〇二一年六月一日の公文書D[2021/0075/B28号参照。

（4）二〇二二年八月二十九日の憲法院裁決第二〇二―四六一